

ながさき

令和5年9月
第81号

農委だより



～長崎花市場のEC（電子商取引）サイト 「花してる？」が提供する夏の花～

長崎花市場（長崎花き園芸農業協同組合地方卸売市場）が運営する「花してる？」では、企業の職員向けに、県内産の新鮮なお花を、インターネットにより、手頃な価格で販売しています。

写真はひまわりなど夏の花ですが、黄色やピンク色など、一輪一輪が鮮やかな色彩でとても美しいですね。コロナ禍で大変な思いをされた花き生産者の方の、花に込めた思いが感じられました。

《掲載記事》

- * 市長就任のあいさつ・会長あいさつ
- * 農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介
- * 農業委員会からのお知らせ
- * 地域計画の策定について
- * 農業者年金
- * 地域の行事など

編集・発行 長崎市農業委員会 〒850-8685 長崎市魚の町4-1（長崎市役所14階）

Tel.095-820-6561

ホームページアドレス <http://www.city.nagasaki.lg.jp/soshiki/259/260/index.html>

新しい市長が就任しました

市長からのご挨拶を掲載します

市長就任にあたって

長崎市長 鈴木 史朗



農業委員会の皆様をはじめ、農業者の皆様には、平素より本市の農業政策全般にわたり、ご支援・ご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

長崎市におきましては、百年に一度のピンチであり、チャンスでもあるという極めて重要な節目にあります。人口減少というピンチに対処するために、これまで整備してきた出島メッセ長崎や長崎駅周辺の再開発、スタジアムシティなど新たなまちの基盤をチャンスとして活用し、「力強い経済の再生」と「少子化対策」の2つを車の両輪として回しながら、市民の皆様と一緒に課題解決に取り組んでまいります。

さて、長崎市の農業における状況としましては、農業従事者の高齢化、後継者不足、価格の低迷などのほか、昨今では度重なる気象災害や世界情勢の変化に伴う資材等の高騰など、依然として厳しい状態が続いております。

一方で、これまでの取組の中で、就農支援体制の充実等による新規就農者の増加、環境制御技術を活かした生産基盤設備の高度化による収益の拡大など成果が上がりつつあるものもあります。

このような中、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和5年度から農業者等による話し合いを踏まえ、地域の農業のあり方や農地利用の姿を明確化する「地域計画」の策定に向けた取組が始まっております。策定にあたっては、農地の意向調査等、農業委員会の皆様の活動が必要不可欠となっております。

終わりに、平尾会長をはじめ、農業委員会と農業者の皆様方の今後ますますのご活躍とご健勝を祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

新しい農業委員と農地利用最適化推進委員が決まりました

任期満了に伴い、新しい農業委員(19名)・農地利用最適化推進委員(24名)が決まりました。任期は令和8年7月19日までの3年間です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

就任挨拶

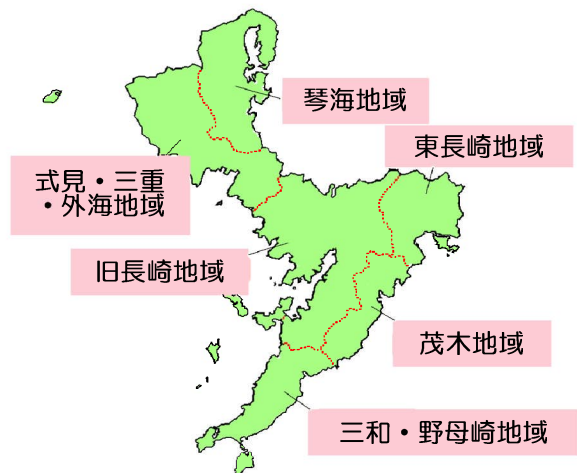
会長 平尾 政博



農業者の皆さまには、日頃より、本市の農業委員会活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

この度、任期満了に伴い委員の改選が行われました。私たち農業委員会では、従来からの農地の権利移動の許可に係る審議等や、優良な農地を次世代の農業者へ繋いでいくための「農地等利用の最適化の推進」のための農地集積・集約化等に日々取り組んでおります。また、今年度からは、地域農業の将来計画である「地域計画」の作成のための地域での話し合い活動や、「目標地図の素案」の作成に向けた意向の調査など、農業者の皆様方との関わりが益々重要となってきます。

農業をとりまく情勢は、農業者の高齢化や担い手の減少など、依然として厳しく、コロナ禍における行動制限は解かれ、元の日常に戻りつつありますが、世界情勢の変化やその影響による物価高など、更に厳しさを増しています。そのような中でも、私達委員一同が力を合わせ、農業者の皆様方と共に地域の課題に取り組み、地域計画の作成及び実現に向け活動していく所存でございますので、ご支援・ご協力を心からお願ひ申し上げます。



旧長崎地域

農業委員



柳川 八百秀
竿浦、平山地区 他



岩本 隆
西山、木場地区 他



植田 正和
柿泊、手熊地区 他



松尾 隆治
網場、田中地区
他



尾崎 正孝
戸石、牧島地区
他



池田 憲二
平間、現川地区
他

農業委員

東長崎地域



山下 和孝
滑石、北陽地区
他



森内 悟己
泉、三ツ山地区
他



中村 数昭
出雲、戸町地区
他



浦川 英敏
西山、木場地区
他

農地利用最適化推進委員



峰 忠幸
太田尾、飯香浦地区



上川 満治
茂木地区

農業委員

茂木地域



城戸 利美
網場、田中、界地区
他



松本 守
古賀、松原地区
他



野口 洋太郎
現川、平間地区
他



増田 茂
古賀、松原、船石地区
他

農地利用最適化推進委員



井川 義英
三重、式見、鳴見地区
他

農業委員

式見・三重・外海地域



村田 美津枝
北浦、田手原、早坂地区
他



濱口 敏夫
宮摺、千々、大崎地区



野口 弘人
太田尾、飯香浦地区



中山 辰也
茂木地区

農地利用最適化推進委員



山崎 実男
千々、大崎、宮摺地区



山口 眞佐栄（会長職務代理者）
北浦、田手原、早坂地区
他



岩永、一也
神浦、出津、黒崎地区
他

農地利用最適化推進委員



熊本、昭憲
式見、四杖、牧野地区
他



鶴田、安明
新牧野、神浦地区
他



野本、英世
三重、松崎、鳴見地区
他

三和・野母崎地域

農業委員



森保、欣也
為石、宮崎、川原地区
他



柴原、恵
黒浜、野母、脇岬地区
他

農地利用最適化推進委員



三浦、信男
黒浜、高浜、野母地区
他



松本、貞幸
蚊焼、香焼、高島地区
他



松浦、行信
宮崎、脇岬地区



山口、憲昭
川原、為石地区
他

琴海地域

農業委員



平尾、政博(会長)
長浦、琴海尾戸地区
他



森山、安男
琴海戸根、西海地区
他



野中、麻美
琴海形上、琴海大平地区

農地利用最適化推進委員



今村、秀喜
琴海尾戸、琴海大平地区



久保、正
琴海形上、長浦地区



田中、幹生
琴海形上、琴海戸根原地区



濱口、雅洋
琴海戸根、琴海村松地区



川添、孝則
琴海戸根、西海地区

中立委員

農業委員



永岡、亜也子

《お世話になりました》
任期満了に伴い、7月19日付けで
次の方々が退任されました。(敬省略)

農業委員

孝則(東長崎地域)

一(旧長崎地域)

裕次(東長崎地域)

孝廣(三和・野母崎地域)

悦子(三和・野母崎地域)

邦俊(三和・野母崎地域)

山脇(三和・野母崎地域)

山脇(三和・野母崎地域)

山脇(三和・野母崎地域)

山脇(三和・野母崎地域)

山脇(三和・野母崎地域)

岩尾(三和・野母崎地域)

孝路(三和・野母崎地域)

孝路(三和・野母崎地域)

孝路(三和・野母崎地域)

農地法第 3 条の下限面積要件の廃止について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）の施行（令和 5 年 4 月 1 日）により、改正前の農地法第 3 条第 2 項第 5 号の面積要件（※下限面積要件）が廃止されました。これは、農業者の減少や高齢化が加速する中で、新規参入による農地利用を促進する観点等からなされたものです。

このため、令和 5 年 4 月 1 日以降の農地の権利取得については、権利取得後の経営面積の広さにかかわらず、許可を受けることができるようになりました。

長崎市では、これまで地区により、10a から 50a、特例措置として新規就農者が農地の権利取得を行う場合の 10a 等の下限面積要件を定めていましたが、令和 5 年 4 月 1 日付で廃止となりました。ただし、その他の農地を取得する際に必要な要件は残りますので、ご注意ください。

※下限面積要件とは、農地を取得する場合に、既に権利を取得している農地の面積と新たに権利を取得する農地の面積の合計が規定の面積以上であることをいいます。

【農地法第 3 条による許可要件】

要件	内容
全部効率利用要件	申請地を含め所有・貸借する農地の全てを効率的に耕作すること
農作業常時従事要件	世帯合計で年間 150 日以上の農業従事日数
地域との調和要件	周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと

相続登記の申請が義務化されます！

代替わり等により、所有者が不明である土地が増え、公共事業や災害復興などの場面で様々な問題が起っており、農地も例外ではありません。その解消のための一つとして、不動産登記法等の改正により、**令和 6 年 4 月 1 日**（施行日）から相続登記の申請が義務化されます。（施行日前に発生した相続も対象となります。）相続登記がお済みでない場合は、早めに手続きを行いましょう。

相続登記とは

- 不動産（土地・建物など）の所有者が死亡した場合にその不動産の登記名義を相続人に変更する手続きのことです。**法務局で相続登記の申請を行う**ことで、登記名義を変更することができます。

申請義務の履行期間

- 不動産を取得した相続人が、その取得を知った日から 3 年以内（施行日前に発生した相続は施行後 3 年以内）

申請について

- 遺言による場合、遺産分割協議による場合など、ケースにより必要な登記や書類が異なるため、法務局のホームページなどで、ご確認ください。
- お近くの専門家（弁護士・司法書士・土地家屋調査士）へ有料で相談することもできます。
- 詳しくは法務局のホームページ等をご確認ください。**

地域計画の策定について ～ 地域農業の将来のために

これまでの経緯とこれからの取り組み

【人・農地プランの策定（H24～H25）】

- … 今後の中心経営体、農地の利活用方針など地域農業のあり方を定めた計画
- 市内10地区24集落で策定

【人・農地プランの計画の変更・確認、具体的な取り組みの協議など（H26～H30）】

- … 変化する地域の状況に合わせた中心経営体の確認、変更などや具体的な取り組みについての各地域での協議

【実質化された人・農地プランの策定（R1～R3）】

- … 農家へのアンケート（年齢・後継者の有無等）及びアンケート結果の地図化による現状把握により農地の集約化に関する将来方針を定めた人・農地プランの策定
- 市内12地区26集落で策定

【モデル地区における地域計画の策定（R4）】

- … 市内4地区においてモデル的に区域を決め、意向調査を実施し、目標地図の素案を作成

【地域計画の作成（R5～R6で策定予定）】

- … 目指すべき将来の農地利用の姿を「**目標地図**」の作成により明確化して、担い手等への農地の集約化等の更なる推進を図るための計画を策定

令和5年度の取り組みについて

令和5年度については、市内14集落において、以下のスケジュールで地域計画を策定する予定としています。

①農業委員・農地利用最適化推進委員との事前調整

- ・市内を6地域（旧長崎、東長崎、茂木、式見・三重・外海、三和・野母崎、琴海）に分けて、意向調査を実施する区域を事前調整

②意向調査の実施

- ・該当する地域の農地所有者等への意向調査の実施
- ・現地調査の実施

③地域計画（案）の作成

- ・関係機関への事前確認

④集落懇談会

- ・集落へ地域計画（案）の確認

⑤地域計画の公告



▲話し合いの様子

～地域の皆様へのお願い～

○**長崎市**では、今年度より、地域計画の策定に向けた集落懇談会を順次行って行く予定ですので、ご理解とご協力をお願いします。

○**長崎市農業委員会**では、今後、長崎市が策定する「地域計画」における、10年後に目指すべき農地利用の姿を地図に表示した、「目標地図」の素案を作成するため、農業者（農地所有者）の皆様へ「経営意向調査」を、各地区で順次行って行く予定としていますので、ご協力をよろしくお願い致します。

農業者年金



あなたの老後生活への備えは十分ですか？
年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です！
老後の備えは国民年金プラス**農業者年金**が基本です！

1

農業者なら広く加入できる

加入資格 ▶ ★年間 60 日以上農業に従事する
★国民年金の第 1 号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、
★ 20 歳以上 60 歳未満の方
※年間 60 日以上農業に従事する 60 歳以上 65 歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます

2

積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い

★加入者の積み立てた保険料とその運用益を合わせた額により将来受け取る年金額が事後的に決まる積立方式・確定拠出型を採用しています。
★加入者・受給者数の増減に左右されない、安定した制度です。

3

通常加入の場合、保険料の額は自由に決められる

★月額 2 万円（35 歳未満で政策支援加入の対象とならない方は 1 万円）から 6 万 7 千円まで千円単位で選択できます。

4

終身年金。80 歳前に亡くなられた場合には、死亡一時金を遺族の方に支給

★年金は生涯受給できます。
★仮に加入者・受給者が 80 歳前に亡くなられた場合には、80 歳までに受け取るはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額をご遺族に死亡一時金として支給されます。

5

税制面の優遇措置が大きい

★支払った保険料は全額（最高額 1 人当たり 80 万 4 千円）が社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税等の節税になります。

6

政策支援加入なら、保険料の国庫補助がある

★一定の要件を満たした意欲ある担い手は保険料の 2 割、3 割、5 割のいずれかの補助が受けられます。
★国庫補助を受ける場合の保険料は月 2 万円に固定されます。

農業者年金受給者協議会はあなたの加入を待っています！

ご存じですか？県内には 21 の農業者年金受給者協議会があり、年金の安定受給や受給者同士の仲間作りを目的として、様々な活動をしています。それだけではなく、将来にわたり受給者の老後生活の安定が図られるように、年金機構や他県協議会と一体となって制度の改善を国に要請してきました。農業者年金受給者協議会は次の 3 つの運動を柱として活動をしています。

①自分たちの制度である『農業者年金制度を守り育てる運動』

②地域農業の担い手のための「担い手育成・支援運動」

③受給者組織の「新しい仲間づくり運動」



長崎市農業者年金受給者協議会の会員は随時募集中です。

お気軽に農業委員会事務局までお尋ねください。（電話 095-820-6561）

■長崎市農業センターで行われた行事等を御紹介します

アボカド栽培（接ぎ木）講習会

6月5日にピワ等の補完作物や、これからの新規作物として期待されるアボカドの接ぎ木の講習会があり、農家の方が熱心に講習を受けていました。



細心の注意を払って作業を行います



接ぎたての苗木



農業センターの圃場にあるアボカドの木

すいか祭り

6月10日に恒例のすいか祭りが行われ、多くの市民の皆さんで賑わいました。当日は、スイカはもちろんトマトやスモモ、農業センター産のジャガイモ・タマネギ、花苗などの販売があり、皆さん新鮮な農産物をたくさん買い求めていました。



賑わっています！



おいしそう！



主に地元の方で育てた花苗です



3年ぶりにコロナによる行動制限のない日常が戻ってきました。限のない日常を取り戻しつつあります。街は賑わいを取り戻しつつあります。す。は戦いは終結せず、物価高に泣かされる毎日ですが、コロナ初期の不安な時期を思い返し、日々の生活に喜びを見出していきましょう。

編集委員

【編集後記】



農業者の視点でお届けします！

※お申込みは、地域の農業委員
・農地利用最適化推進委員
農業委員会事務局へ

毎週金曜日発行
月額七百元

◇農業・農政の動きを分かりやすく解説！
◇先進技術・新製品・新品種をいち早く紹介！
◇暮らしと経営に役立つ情報がいっぱい！

全国農業新聞を
ご購入ください！